

砥部町勤労者住宅建設資金融資要綱

平成 24 年 12 月 26 日

砥部町告示第 129 号

(目的)

第 1 条 この告示は、砥部町が四国労働金庫（以下「金庫」という。）に資金を預託し、勤労者（主たる所得が給与所得者である者。以下同じ。）が健康で文化的な生活を営むための住宅の建設に必要な資金を融資することにより、その建設の促進を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(融資預託金)

第 2 条 前条の目的を達成するため、町長は、毎年度予算に定める範囲内の金額を融資預託金として金庫に預託するものとする。

(預託期間)

第 3 条 預託期間は、毎会計年度内とする。

(融資枠)

第 4 条 金庫は、第 2 条の融資預託金の 4 倍の融資枠を設定するものとする。

(融資対象者)

第 5 条 融資の対象者は、20 歳以上 60 歳未満の勤労者のうち、次の各号に定めるすべての要件を備える者とする。

- (1) 町内で自ら居住するための住宅を新築・増改築又は購入しようとする者で、同居家族又は同居予定家族があること。
- (2) 町税を完納し、勤続 1 年以上、前年の所得が 150 万円以上 1,000 万円未満で、返済能力があると認められる者。
- (3) 取得する住宅の面積は、住宅金融公庫基準に沿ったものであること。

2 前項第 2 号に該当し、自ら居住するための住宅を新築する目的で住宅用宅地を購入しようとする勤労者で、同居家族又は、同居予定家族があること。

(融資限度額)

第 6 条 融資は、1 人一世帯 2,000 万円を限度とし、融資額は、10 万円単位とする。

(融資の期間)

第 7 条 融資の期間は、貸付月の翌月から 420 ヶ月以内とする。

(融資利率)

第 8 条 融資利率は、町長と金庫が協議して定める。

(融資の申込手続)

第 9 条 融資を受けようとする勤労者（以下「申込者」という。）は、所定の借入申込書を金庫に提出する。

(連帯保証人)

第 10 条 申込者は、金庫の指定する保証機関（以下「保証機関」という。）の保証を必要

とする。

(担保)

第 11 条 金庫はこの融資により、申込者が取得する土地、建物に抵当権を設定する。

2 抵当権の順位は、金庫の定めるところによる。

(申込者の調査および融資の決定)

第 12 条 金庫は、第 9 条による融資の申込みを受けた時は、速やかに融資適格者であるか否かを調査のうえ、融資の可否を決定しなければならない。

2 金庫は、速やかに融資の可否の結果を申込者に通知する。

(返済方法)

第 13 条 融資金の返済は、元利均等割賦償還方式又は半年賦償還併用方式とし、残額は期日返済とする。

(繰上償還)

第 14 条 金庫は、この告示による融資を受けた勤労者が、融資金を本来の目的以外に使用したと認められたとき及び県外転出・退職・死亡等により資格要件を喪失した時は繰上償還を求めるものとする。

(届出義務)

第 15 条 融資を受けた勤労者は、次の各号に該当することとなったときは、直ちに金庫に届出なければならない。

(1) 住所の異動及び第 5 条に規定する融資要件に変更が生じたとき。

(2) 本人が疾病又は災害等により融資金の返済に支障が生じたとき。

(融資業務の執行)

第 16 条 この告示による融資及び回収の業務は、金庫が行うものとする。

(金庫の既融資金の肩替禁止)

第 17 条 金庫は、この告示による融資金により、金庫固有の既融資金と肩替りさせ、又は、融資金の用途を不当に拘束する等のことがあってはならない。

(融資状況の報告)

第 18 条 金庫は、毎月 15 日までに前月分の融資状況を、町長に報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、この制度の運用について必要な事項は、町長と金庫が協議して定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。